

## 台東区立台東育英小学校いじめ防止基本方針

### はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「台東区立台東育英小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示します。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

### 1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。  
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たります。

「けんかやふざけ合い」であっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを慎重に判断・対応します。

### 2 いじめを未然に防止するために

#### <児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行います。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努めます。
- ・わかる授業を行い児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てます。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかげがいの存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育みます。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつようさまざまな活動の中で指導を行っていきます。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、担任の先生をはじめ先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導します。

#### <教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深めます。
- ・児童が自己実現を図れるように、一人一人の子供が生きる授業を日々行うことに努めます。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図ります。

- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示していきます。
- ・児童一人一人の変化に気付く、教師自身が鋭敏な感覚をもつように努めます。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもちます。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深めます。特に、自分自身の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにします。
- ・未然に防止するために、問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求めます。

#### <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌を学校全体につくっていきます。
- ・いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有するようにします。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深めます。
- ・校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会でを行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝えていきます。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取り組みをすすめます。
- ・児童が「いつでも、誰にでも」相談できる体制の充実を図っていきます。

#### <保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝えていきます。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、道徳授業地区公開講座、学校運営連絡協議会等で伝えて、理解と協力をお願いします。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公開して児童や保護者などに説明します。取組状況を年度末の学校評価で評価します。

### 3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

#### <早期発見にむけて・・・「変化に気付く」>

- ・児童の様子を担任をはじめ多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けます。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせます。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深めます。

#### <相談ができる・・・「誰にでも」>

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていきます。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝えます。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行います。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに「いじめ防止委員会」を通して校内で情報を共有します。

#### <早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」>

- ・教員が気付いたあるいは、児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握します。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉えます。

- ・事実関係を把握する際には、「いじめ防止委員会」を中心に学校として組織的な体制のもとに行います。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせます。
- ・いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行います。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行います。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学級、学校での指導、家庭での対応に仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていきます。
- ・「いじめ」が解決したと判断した後も、関係する児童を見守っていきます。いじめが解消した状態とは、「いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていない状態であること」に基づいて対応します。

#### 4 校内体制について

- ・子供や保護者に、いつでも全ての教職員が、相談に応じられる教育相談体制の構築を図ります。
- ・校務分掌の生活指導部に「いじめ防止委員会」を位置づけます。構成は、校長、副校長、生活指導部、養護教諭、スクールカウンセラーとしますが、必要に応じて関係する教員を加えます。いじめの事案により、主任児童相談員、スクールサポーター、子ども家庭支援センター等、校長が人選します。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するところを行います。
- ・いじめに関する情報共有等を特別支援委員会の中で連絡し、必要に応じて「いじめ防止委員会」を開催し協議する。
- ・いじめの相談があった場合には、「いじめ防止委員会」に当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議するなど、学校組織として対応を行います。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにします。

#### 5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ・社会全体の力を結集し、いじめに対峙します。
- ・いじめの事実を確認した場合の台東区教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、台東区教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に対応していきます。
- ・「台東区いじめ問題対策連絡協議会」「台東区いじめ問題対策委員会」において、いじめ防止対策などについて話し合います。
- ・地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることをお願いします。
- ・「学校サポートチーム（教職員・PTA・地域住民・警察等）」による組織的対応をします。

### \* 「重大事態とは」

- 一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 一 に該当する事案

- (例) ○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合  
○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など

#### 二 に該当する事案

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### 一 二に共通すること

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。